

2012 年 3 月 30 日 株式会社オークローンマーケティング

【報道関係各位】

株式会社オークローンマーケティング

不正競争防止法違反を理由としたアイリスオーヤマ株式会社等 に対する類似品販売差止、損害賠償等請求訴訟提起について

ショッピングブランド「ショップジャパン」、「ヒルズコレクション」、「エクサボディ」を、展開する株式会社オークローンマーケティング(本社:名古屋市東区、代表取締役社長:ハリー・A・ヒル)は、3月30日(金)、不正競争防止法違反等を理由に、家庭用プラスチック製品及び日用大工用品等の製造・輸入販売で知られるアイリスオーヤマ株式会社及び株式会社アイリスプラザに対して合わせて1億円の損害賠償金の支払い、当社商品「スイブルスイーパーG2」類似品の輸入販売の差止及び謝罪広告の掲載を求め、東京地方裁判所に対し訴訟を提起いたしました。

アイリスオーヤマ株式会社は、小売店及びインターネット上のサイト(子会社である株式会社アイリスプラザが運営するインターネット上のサイト「アイリスプラザ」を含む)を通じ、当社が日本国内で販売しているコードレス電気掃除機「スイブルスイーパーG2」の商品デザインと極めて似た商品を輸入販売しておりました。

当社は、本提訴前にアイリスオーヤマ株式会社に対し、同社による本件類似品の輸入販売行為によって、消費者が本件類似品を当社商品と間違えるおそれがあるとして、不正競争防止法に違反する旨を通告し、本件類似品の輸入販売中止等を要請しておりました。しかし通告後、以下の画像で示すように、本件類似品の商品デザインの色彩の基調を赤色から白色へ変更したうえで、現在も本件類似品の販売を継続しております。

アイリスオーヤマ株式会社は再三の要請にも関わらず不誠実な対応をとったことに加え、小売店において本件類似品が当社商品と並べて販売されている等、当社が受けている損害が多大なものであることから、本提訴に至った次第です。

当社は、当社商品の類似品販売業者に対し、通告や訴訟などを通じ厳正なる姿勢で臨んでおり、 今後も、お客様と知的財産を守るため類似品販売業者に対して、さらに強力に取り組みを推し進め てまいります。



Press Release



■ 提訴日:2012年3月30日(金)

■ 原告 :株式会社オークローンマーケティング

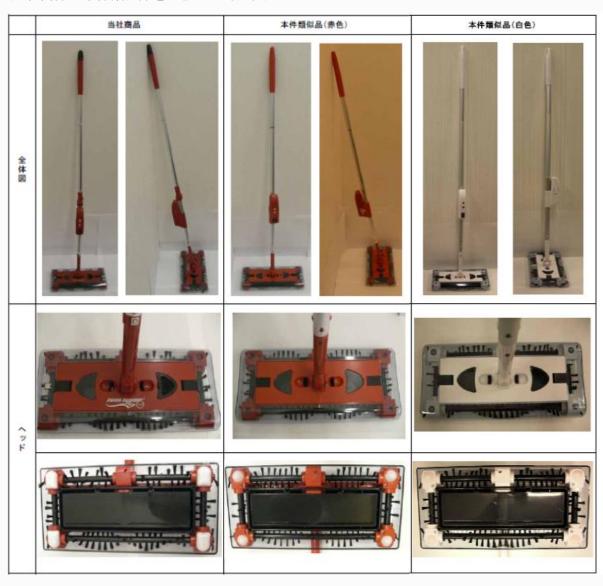
■ 被告 :アイリスオーヤマ株式会社、株式会社アイリスプラザ

■ 提訴地:東京地方裁判所

■ 提訴対象:スイブルスイーパーG2 類似商品

■ 訴求内容:提訴対象製品の輸入・販売差止及び損害賠償

(当社商品と本件類似品を比較した対照表)



この件に関するお問合せ先

株式会社オークローンマーケティング 広報:鈴木・内山

TEL: (03) 6746-0324 FAX: (03) 6274-5324





OOCOMO 当社はNTTドコモグループです。

